

令和3年度事業報告

自 令和 3年4月 1日

至 令和 4年3月31日

令和3年5月28日、第55回定時総会において決定されました「令和3年度事業計画」に基づき、次のとおり事業を執行しましたので報告いたします。

I. 不動産に係わる人材育成・消費者啓発事業（公益目的事業1）

I-1. 人材育成事業

(1) 業務研修会

会員の代表者・宅建取引士・従業者・一般消費者を対象に、業務研修会に変えてWEB研修動画を作成・配信しました。

1 WEB研修動画の作成・配信

令和3年10月作成・公開

○民法改正と売買契約書作成実務

○契約不適合担保責任と仲介業者の責任

○宅建業者による人の死の告知に関するガイドライン

涼風法律事務所

弁護士 熊谷 則一 氏

(2) 新規免許取得者及び代表者・政令で定める使用人変更の研修会

新規免許取得者と代表者、政令使用人の変更者に対して、研修会を開催しました。

日 時・受講者：

令和3年8月26日（木） 13名

令和4年3月18日（金） 15名

場 所：栃木県不動産会館（WEB受講あり）

テーマ・講師：

午前の部 10時～11時45分

| | | |
|-------------|--|--|
| 10:00～10:45 | ・はじめての宅建業法 ●宅地建物取引業者の役割・社会的使命 ●媒介業務と指定流通機構 ●不動産広告 | 教育研修委員会 委員長 由谷 邦雄 |
| 10:45～11:30 | ・供託制度と相談業務って何？ ●相談業務と苦情解決・弁済業務 ●物件調査・説明の注意点 | (8月) 担当副会長 瀬尾 剛 (3月) 教育研修委員 徳原 龍樹 |

| | | |
|--------------------|--|---------------------------|
| 11：30～11：45 | ・宅建協会関連サイト ●ハトホ・レイズ・ハトマークサイト | 事務局 |
| 午後の部 13時30分～15時30分 | | |
| 13：30～14：20 | ・宅建業法の実務 ●不動産トラブル事例研究 | 教育研修委員会 委員長 由谷 邦雄 |
| 14：20～15：10 | ・物件調査から取引まで ●重要事項説明書の作成、説明のポイント（実務上の再確認） ●調査ミスによる宅建業者の責任 | 業務規範・苦情解決業務 委員長 山士家 光幸 |
| 15：10～15：30 | ・宅建協会関連サイト ●ハトホ・レイズ・ハトマークサイト | 事務局 |

(3) 全宅連 研修資格制度「不動産キャリアパーソン」

全宅連からの受託事業として宅地建物取引従業者等（新入会員・代表者変更の場合は義務履修）に対し基本講座を実施し、一般消費者を含め受講申込者は81名でした。

(4) 宅地建物取引士 法定講習会

宅地建物取引業法施行規則第14条の17の規定により栃木県知事の指定を受けて宅地建物取引士の法定講習会を次のとおり年8回実施しました。

| | | |
|---------|---------------|------------------|
| [日付・場所] | 令和3年5月14日(木) | 自宅学習(栃木県不動産会館来館) |
| | 令和3年7月20日(火) | 〃 |
| | 令和3年8月20日(金) | 〃 |
| | 令和3年9月14日(火) | 〃 |
| | 令和3年10月21日(木) | 〃 |
| | 令和3年12月17日(金) | 〃 |
| | 令和4年2月18日(金) | 〃 |
| | 令和4年3月24日(火) | 〃 |

[受講者数]

493名 (486名+他県登録者7名)

[内容]

- ①「不動産に関する税制」
- ②「都市計画法・建築基準法・その他の行政法」
- ③「不動産に関する権利及び権利の変動」
- ④「宅地建物取引士の使命と役割」「宅地建物取引業法」

(5) 宅地建物取引士証の交付事務

栃木県との「宅地建物取引士証交付事務委託契約書」に基づき、宅地建物取引士証交付申請書の受付及び交付に関する事務を行いました。

- ① 法定講習修了者 495名
- ② 試験合格1年未満 156名

宅地建物取引士証 交付者総数 651名（前年度 751名）

なお、申請者の利便と申請手続きの円滑化を図るため、県央・県南・県北支部で栃木県収入証紙の販売を行いました。

(6) 宅地建物取引士 資格試験

平成19年度より宅地建物取引士資格試験の協力機関となり、今年度で15回目となる試験業務を実施しました。令和3年10月17日（日）、午後1時より宇都宮大学峰キャンパス、宇都宮大学陽東キャンパス、マロニエプラザの3会場において試験を実施し、当日2,377名(申込者2,971名)の方が受験されました。

(7) 開業支援事業

宅地建物取引業の開業希望者へ開業支援セミナーを開催しました。また電話、窓口での相談にも対応しました。また、WEB動画を公開し、さらに支部窓口で免許申請手続きの指導助言を行い、免許取得がスムーズに行えるようサポートしました。

開業支援セミナー

| | | |
|---------|---------------|----------|
| 〔日付・場所〕 | 令和3年10月27日（水） | 栃木県不動産会館 |
| | 令和3年11月20日（土） | 〃 |
| | 令和3年12月8日（水） | 〃 |
| | 令和4年1月22日（土） | 〃 |
| | 令和4年2月9日（水） | 〃 |
| | 令和4年3月12日（土） | 〃 |

I-2. 消費者啓発事業

(1) 一般研修会、セミナー等

コロナ禍の影響により、セミナー等の開催は見送りました。

Ⅱ. 消費者保護支援・地域振興事業（公益目的事業2）

Ⅱ-1. 消費者保護支援事業

（1）一般相談（不動産無料相談所）

一般相談の内容は複雑になっており、令和3年度の件数は333件です。

| | | | |
|--------------|-----|---------------|-----|
| 1 業者に関する相談… | 15件 | 8 ローン等…………… | 2件 |
| 2 契約 …………… | 63件 | 9 登記 …………… | 8件 |
| 3 物件 …………… | 85件 | 10 業法・民法…………… | 14件 |
| 4 報酬 …………… | 10件 | 11 建築(建基法含) | 9件 |
| 5 借地・借家…………… | 61件 | 12 価格等 …………… | 6件 |
| 6 手付金 …………… | 0件 | 13 国土法・都計法 | 1件 |
| 7 税金 …………… | 3件 | 14 その他 …………… | 56件 |

| 本・支部 | 相談件数 |
|------|------|
| 本部 | 102件 |
| 県央支部 | 51件 |
| 県南支部 | 135件 |
| 県北支部 | 45件 |
| 合計 | 333件 |

（2）日本司法支援センター(法テラス)

不動産無料相談窓口として法テラスの情報提供先となっています。今後も関係機関として協力していきます。

（3）不動産取引法律相談

栃木県との業務委託契約に基づき、年12回県に担当役員を派遣し、弁護士・県庁職員とともに、不動産取引法律相談を実施しました。

（4）相談員の研修会

最近の複雑な相談業務に対応するために、当協会役員・相談員・事務局職員を対象に次のとおり相談員研修会を実施しました。

〔日時・場所〕

令和3年12月16日（木）13：30～15：40 県央支部

令和4年 1月20日（木）14：00～16：10 県南支部

令和4年 3月17日（木）13：30～15：40 県北支部

〔内容・講師〕

テーマ：「IT重説関係について」

「宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン」

「所有者不明土地について」

「成人年齢について」

蓬田勝美法律事務所 弁護士 蓬田 勝美 氏

〔受講者数〕

県央支部（役職員） 18名

県南支部（役職員） 20名

県北支部（役職員） 11名

Ⅱ－２．地域振興事業

(1) 土地住宅政策・税制改正等に関する要望活動等

栃木県宅建協会は全宅連とともに、下記事項を重点事項として要望した結果、令和4年3月22日に国会にて令和4年度税制改正法案が成立しました。今後とも積極的な要望活動を展開していく所存です。

〈重点項目として要望した事項〉

① 住宅ローン減税の制度見直し及び適用期限の延長

以下のとおり各種見直しを講じた上で、適用期限が**4年間**（令和7年12月31日まで）延長されます。

| | |
|--------|---|
| ■控除率 | 一律 0.7%引き下げ |
| ■床面積要件 | 50㎡（新築の場合、2023年までに建築確認40㎡（所得要件1,000万円以下）） |
| ■所得要件 | 合計所得金額2,000万円以下に引き下げ |
| ■控除期間 | 新築住宅・買取再販においては、原則13年（既存住宅は10年） |
| ■借入限度額 | 入居年や住宅の環境性能等に応じて段階的に設定 |
| ■築年数要件 | 既存住宅の築年数要件が、昭和57年以降に建築された住宅（新耐震基準適合住宅）に緩和 |

② 住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の延長

直系尊属から住宅取得資金贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、以下のとおり措置されます。

| | |
|---------|---|
| ■控除期間 | 令和5年12月31日まで2年延長 |
| ■非課税限度額 | 【良質な住宅】 1,000万円 【その他の住宅】 500万円 |
| ■築年数要件 | 既存住宅の築年数要件が、昭和57年以降に建築された住宅（新耐震基準適合住宅）に緩和 |
| ■年齢適用 | 受贈者の年齢要件を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げ |

③ 土地に係る固定資産税の税負担の軽減措置

地価上昇で負担増となる場合の負担調整措置について、令和4年度の商業地等に限り、以下のとおり税負担を緩和する措置が講じられます。

【現行制度】

土地の固定資産税に係る評価額は3年ごとに見直され、令和3～5年度までは令和2年1月1日の地下ベースに評価額が算定されるが、地価上昇の際、納税者の税負担に配慮し、課税標準額は評価額の5%ずつ増加する等の負担調整措置が講じられている。

【税負担を緩和する措置】

令和4年度に限り、商業地等における課税標準額の増加を評価額の5%→2.5%に抑制する。

④ 所有者不明土地法に基づく地域福利増進事業に係る特例措置の拡充

所有者不明土地法の改正による地域福利増進事業の対象事業の追加に伴い、特例措置の対象事業が拡充されました。

⑤ 住宅用家屋の所有権移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長

住宅用家屋の所有権の移転登記等に係る登録免許税を軽減する特例措置の適用期限が2年間（令和6年3月31日まで）延長されます。また、築年数要件が緩和され、昭和57年以降に建築された住宅は新耐震基準に適合するものとみなされます。

| | | | |
|-----------|--------------|-----------|-------------|
| ■所有権の保存登記 | 0.4% → 0.15% | ■抵当権の設定登記 | 0.4% → 0.1% |
| ■所有権の移転登記 | 2% → 0.3% | | |

⑥ 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長

新築住宅に係る固定資産税を3年間（マンションについては5年間）2分の1に減額する特例措置の適用期限が2年間（令和6年3月31日まで）延長されます。

⑦ 宅建業者が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置の延長

不動産取得税に係る特例措置の適用期限が2年間（令和6年3月31日まで）延長されます。

〈その他の要望事項〉

○ 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長

居住用財産の買換え等に係る特例措置について、譲渡益が生じた場合の要件が追加された上で、適用期限が2年間（令和5年12月31日まで）延長されます。

○ 既存住宅の耐震、バリアフリー、省エネ改修工事に係る特例措置の延長

耐震・バリアフリー・省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の税額減額措置が2年間（令和6年3月31日まで）延長されるとともに、省エネ改修工事の築年数等の要件が見直されます。

(2) 公的審議会等への宅建業者登用

公的審議会への宅建業者の登用を機会あるごとに要望しております。

現在、以下の方が主な公的審議会等に登用されております。

| | |
|-------------------|----------------------------------|
| 八木沢 榮子 (県央支部所属) | 栃木県固定資産評価審議会 委員 |
| 荒井 嘉子 (") | 栃木県国土利用計画審議会 委員 |
| 八木澤 明 (") | 日光市住生活基本計画推進協議会 委員 |
| 助川 克一 (") | 真岡市住宅マスタープラン策定委員会 委員 |
| " (") | 真岡市空き家等対策委員会 委員 |
| " (") | 芳賀町空き家等対策協議会 委員 |
| " (") | 益子町空き家等対策協議会 委員 |
| 西田 晃 (") | 鹿沼市総合計画審議会 委員 |
| 島倉 崇 (") | 上三川町空き家等対策協議会 委員 |
| 小林 一雄 (県南支部所属) | 小山市住宅マスタープラン策定検討懇話会 委員 |
| 小浦 正久 (") | 小山市空き家等対策協議会 委員 |
| 村川 定男 (") | 栃木市住生活基本計画及び栃木市公営住宅等長寿命化検討委員会 委員 |
| 村上文夫 (") | 栃木市空き家等対策懇談会 委員 |
| 乗田 正義 (") | 壬生町住宅マスタープラン策定委員会 委員 |
| 鈴木 達也 (") | 壬生町空き家等対策協議会 委員 |
| 原 大成 (") | 佐野市立地適正化計画策定懇談会 委員 |
| " (") | 佐野市空き家等対策協議会 委員 |
| 春山 耕二 (") | 足利市空き家等対策協議会 委員 |
| " (") | 足利市立地適正化計画策定委員会 委員 |
| 菊地 清次 (県北支部所属) | 那須塩原市空き家対策審議会 委員 |
| 伊沢 康昌 (") | 矢板市空き家対策審議会 委員 |
| 瀬尾 剛 (") | 那須町空き家対策審議会 委員 |

(3) 公共事業に伴う情報提供 (業務協定)

(資料1)

協会本部の協定先は、現行20団体、中断2、完了27、合計49団体。

会員の成約累計は、218件 (令和3年度 実績0件)

(所属支部の内訳は、県央175、県南37、県北6)

(4) 業務協定の手引き・地価調査価格一覧表の配布

「業務協定の手引き」を作成し全会員へ配布するとともに、成約実績向上、事業促進に努めました。また、国土利用計画法施行令第9条の規定により毎年7月1日を基準日として栃木県が実施している地価調査の価格一覧表を全会員へ配布しました。支部窓口等でも一般消費者に対し無償配布しています。

(5) 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

当協会は平成20年7月1日に栃木県と「災害時における民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定」を締結しました。令和元年10月に発生した台風19号に伴う民間賃貸住宅の借上げの際には、この協定に基づき、多くの会員にご協力をいただきました。

(6) 自治会への加入促進に関する協定

当協会は6市1町と「自治会への加入促進に関する協定」を締結し、会員業者から不動産取引のあったお客様に自治会加入を促進しました。

| 協定締結年度 | 市町名 | 協定締結日 |
|--------|-------|-------------|
| 平成25年度 | 那須塩原市 | 平成26年 3月14日 |
| 平成26年度 | 高根沢町 | 平成26年12月19日 |
| | 小山市 | 平成27年 3月 3日 |
| 平成27年度 | 宇都宮市 | 平成27年12月16日 |
| | 大田原市 | 平成28年 2月24日 |
| 平成28年度 | 栃木市 | 平成28年 8月17日 |
| 令和 2年度 | 鹿沼市 | 令和 3年 3月18日 |

(7) 足利市産業用地バンク事業に関する連携協定

当協会は、令和2年1月30日に足利市と「産業用地バンク事業に関する連携協定」を締結しました。この連携協定は、市に寄せられる進出希望企業からの用地要望を会員業者に提供し、会員業者により用地の詮索、調査をすることで、用地情報を収集し企業誘致につなげるのが目的です。産業用地に特化したバンク事業は県内初の試みになります。

(8) 小山市空家等対策の推進に関する協定

令和3年11月22日、小山市と「空家対策の推進に関する協定」を締結しました。相続放棄等により相続人がいない空家等の土地及び建物の評価や実勢価格等を把握することで、空家等又は建物除却後の土地の売却可能性を検討し相続財産管理人制度の活用を推進することを目的とします。

II-3. 情報提供、流通促進事業

(1) 会員への定期郵送物

業協会と保証協会と共同で、国土交通省からの法律改正、栃木県からの条例・開発許可基準等の改正、税制改正、全宅連発行のリアルパートナー、れいんず、公共団体との業務協定物件情報等を定期的に全会員へ送付しました。

(2) 「とちぎ宅建」の定期発行

当協会の活動、業界全体の動向、国や県の施策、その他必要な情報を正確に会員に伝えるため、保証協会との共同発行により広報誌「とちぎ宅建」を年2回発行し、全会員、全宅連、

4 6 宅建協会、その他関係者に送付しました。令和3年7月(第130号)、令和4年3月(第131号)

(3) 栃木県宅建協会ホームページの充実

栃木県宅建協会ホームページの充実を図るため、研究や改善、メンテナンスを実施しました。

(4) のぼり旗・ポスター広告

店頭に掲示してハトマークを対外的にPRするため、「のぼり旗」「ポスター」を作成し全会員へ配布しました。

(5) 新聞広告

下野新聞等に広告を掲載し、一般消費者と宅建業者に周知しました。

(6) レイنز

「公益財団法人 東日本不動産流通機構」のサブセンターとして、レイنزの充実を図るため、下記の事業を実施しました。

① IPレイنز加入及び物件登録等の促進の実施

② 「令和3年度栃木レイنز実績」は別紙のとおりです。

(資料2)

(令和4年3月31日現在)

| 各支部「IP型レイنز」会員数 | | | |
|-----------------|--------|---------|-----|
| 支部名 | 加入数 | 加入率 | 前年比 |
| 県央支部 | 505社 | 80.0% | +6社 |
| 県南支部 | 380社 | 81.5% | -2社 |
| 県北支部 | 161社 | 78.2% | ±0社 |
| 合計 | 1,046社 | (80.3%) | +4社 |

(7) 「全宅連統合サイト」(正式名称)「ハトマークサイト」(呼称)

全宅連統合サイト(ハトマークサイト)普及、加入促進を図るため下記の事業を実施しました。

① ハトマークサイト及び物件登録等の促進

② 流通活性化の為のPRの実施

(令和4年3月31日現在)

| 各支部「ハトマークサイト」会員数 | | | |
|------------------|------|---------|------|
| 支部名 | 加入数 | 加入率 | 前年比 |
| 県央支部 | 396社 | 62.8% | +10社 |
| 県南支部 | 301社 | 64.6% | ±0社 |
| 県北支部 | 110社 | 53.4% | +2社 |
| 合計 | 807社 | (61.9%) | +12社 |

(8) 「不動産ジャパン」

業界4団体による一般消費者向け不動産統合サイト「不動産ジャパン」（平成15年10月7日稼動）の流通活性化の為の研究・PRを実施しました。

(9) 「空き家バンク媒介に関する協定」に関する事業

栃木県とはU I J ターン促進協議会の構成員として事業に参画し、首都圏の団塊世代等の移住・定住促進を目的に、会員の空き家、空き地、田舎物件の情報提供に努めました。

また13市10町と「空き家バンク媒介に関する協定」を締結し、行政が運営する空き家バンクに地域会員が積極的に協力いたしました。

各市町との「空き家バンク媒介に関する協定」は次のとおりです。

| 協定締結年度 | 市町名 | 協定締結日 |
|--------|-------|-------------|
| 平成25年度 | 栃木市 | 平成25年12月27日 |
| | 日光市 | 平成26年1月16日 |
| 平成26年度 | 芳賀町 | 平成26年7月24日 |
| | 大田原市 | 平成26年8月1日 |
| | 小山市 | 平成26年10月8日 |
| | 那須烏山市 | 平成27年1月15日 |
| 平成27年度 | 鹿沼市 | 平成27年6月15日 |
| | 那須塩原市 | 平成28年3月8日 |
| 平成28年度 | 那珂川町 | 平成28年4月6日 |
| | さくら市 | 平成28年8月2日 |
| | 真岡市 | 平成28年8月22日 |
| | 佐野市 | 平成28年11月8日 |
| | 益子町 | 平成29年1月25日 |
| | 高根沢町 | 平成29年2月15日 |
| 平成29年度 | 矢板市 | 平成29年5月25日 |
| | 壬生町 | 平成30年2月14日 |
| | 下野市 | 平成30年3月26日 |
| 平成30年度 | 足利市 | 平成30年6月27日 |
| | 塩谷町 | 平成30年8月1日 |
| | 野木町 | 平成31年2月12日 |
| | 上三川町 | 平成31年3月26日 |
| 令和元年度 | 市貝町 | 令和2年3月25日 |
| 令和3年度 | 那須町 | 令和4年3月11日 |

(10) 創業支援事業の不動産情報に関する協定

協会と高根沢町は町内での創業希望者の希望する物件情報提供ができるよう「創業支援事業の不動産情報に関する協定」を平成28年3月8日に締結しました。

(11) 宇都宮空き家・空き地対策官民連携会議（通称：宇都宮空き家会議）

平成29年4月28日、宇都宮空き家・空き地対策官民連携会議（通称：宇都宮空き家会議）に参画いたしました。

Ⅲ. 会館賃貸事業（収益事業）

栃木県不動産会館の一部を関係団体である（一財）栃木県宅建サポートセンターへ賃貸しました。

IV. 会員への業務支援事業（共益事業）

（1）免許申請書及び届出書の作成に関する指導事業

栃木県の依頼により、宅建業に係わる免許申請書及び宅建業者名簿登載事項変更届出書等の作成手続きについて指導を行いました。なお、栃木県住宅課と協議の結果、平成19年4月1日から免許申請手続きが簡素化されました。

| | |
|------------|------|
| ① 免許更新 | 311件 |
| 新規取得 | 37件 |
| 免許換え | 6件 |
| 計 | 354件 |
| ② 登載事項変更届等 | |
| ③ 従事者変更届 | |

（2）年金共済・がん保険・厚生年金基金

全宅連年金共済制度、アメリカンファミリー保険のがん保険、宅建企業年金基金への加入促進に努めました。

（3）宅地建物取引士賠償責任補償制度

当協会は、(株)宅建ブレインズと協定を締結し、会員のリスク管理に貢献しています。

（4）少額短期保険

平成19年4月に保険業法が改正され、従来の(株)宅建ファミリー共済から少額短期保険募集人の資格登録制度に変わりました。会員へ資格登録の講習・試験の案内を周知するとともに借家人の家財・什器備品等の共済に関し、会員の賃貸実績に貢献しています。

（5）全宅住宅ローン(株)

全宅住宅ローンの取扱いについて、広報誌、定期郵送物等で会員へ周知しました。

（6）一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会

全宅連の関連団体である（一社）全国賃貸不動産管理業協会について平成27年12月1日栃木県支部を設立いたしました。会員には研修会、定期郵送物等にて事業内容を周知するとともに入会促進に努めました。また、平成19年に創設された業界統一資格「賃貸不動産経営管理士」についても周知に努めました。本年は令和3年9月9日「賃貸不動産経営管理士講習（5点免除）」を開催しました。

（7）全宅連社会人学生入学制度の周知

全宅連社会人学生入学制度の周知を図るとともに、今後とも各大学との協調事業の推進に努めます。

V. 会務の総合管理（法人業務）

（1）入会者促進、入退会状況（資料3，資料4）

（2）物故会員の遺族への弔慰金贈呈

慶弔金・見舞金支給規程第6条の規定に基づき、弔慰金を贈呈しました。
ご逝去された皆様のご冥福をお祈り申し上げます。

令和3年度物故会員4名

| 代表者氏名 | 商号 | 支部 |
|-------|--------|------|
| 中島 忠男 | ㈱睦美設計 | 県央支部 |
| 池田 善一 | 池田建設㈱ | 県央支部 |
| 齋藤 正高 | 東照建設㈱ | 県央支部 |
| 大熊 信右 | ㈱富士ホーム | 県南支部 |

（3）ハトマークグループ・ビジョン実現に向けての取組み

（4）役職員傷害保険

役職員傷害保険に加入継続しております。

（5）会館の管理運営

関係団体と連携を図りながら会館の管理運営に努めるとともに引き続き各支部の施設の充実、整備を図っていきます。

（6）係争中の案件への対応

宇都宮地方裁判所において係争中の案件が1件ございます。

（7）会議開催一覧（資料5）

（8）栃木県の審議会等への役員参画

- ① 栃木県国土利用計画審議会
- ② 栃木県豊かな住まいづくり協議会
- ③ とちぎ住宅フェア実行委員会
- ④ 栃木県安全で安心なまちづくり県民会議
- ⑤ 栃木県乗物等盗難防止協議会
- ⑥ とちぎ暮らし推進協議会
- ⑦ 栃木県建築確認円滑化対策連絡協議会
- ⑧ 栃木県住生活支援協議会
- ⑨ その他各種団体

(9) 全国関係団体会議への出席状況 (資料6)

- ① 全宅連
- ② 全宅保証
- ③ 全宅連関東地区連絡会
- ④ 全宅連東日本地区指定流通機構協議会
- ⑤ 公益財団法人 東日本不動産流通機構
- ⑥ 一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会
- ⑦ 都道府県協会長・地方本部長合同会議
- ⑧ 一般財団法人 不動産適正取引推進機構
- ⑨ 公益社団法人 首都圏不動産公正取引協議会
- ⑩ 定期借家推進協議会
- ⑪ その他各種団体

事業報告附属明細書

令和3年度事業報告においては、「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものではありません。

栃木レインズ令和3年度利用実績一覧

令和4年3月31日

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 売買 売主 | 187 (60.1) | 260 (75.6) | 217 (77.5) | 272 (92.2) | 193 (84.6) | 200 (113.0) | 251 (113.1) | 229 (110.6) | 247 (144.4) | 281 (110.2) | 214 (108.6) | 230 (135.3) | 2,781 (97.3) |
| 代理 | 7 (175.0) | 0 0.0 | 3 (300.0) | 1 (50.0) | 1 (12.5) | 0 0.0 | 2 (20.0) | 1 (100.0) | 1 (100.0) | 4 (133.3) | 0 0.0 | 1 (100.0) | 21 (46.7) |
| 専属 | 14 (77.8) | 14 (63.6) | 10 (58.8) | 14 (53.8) | 15 (115.4) | 6 (31.6) | 29 (170.6) | 9 (47.4) | 5 (55.6) | 19 (82.6) | 7 (87.5) | 11 (157.1) | 153 (77.3) |
| 専任 | 296 (98.3) | 293 (136.9) | 258 (81.6) | 271 (90.3) | 264 (132.0) | 214 (77.3) | 331 (107.8) | 232 (78.6) | 222 (108.3) | 302 (103.8) | 205 (78.5) | 311 (113.5) | 3,199 (98.7) |
| 一般 | 259 (81.7) | 216 (95.2) | 215 (75.4) | 245 (109.9) | 225 (114.8) | 161 (69.4) | 320 (106.3) | 204 (81.9) | 158 (71.5) | 325 (106.6) | 220 (95.2) | 271 (104.2) | 2,819 (92.5) |
| 売買物件 | 763 (80.2) | 783 (95.8) | 703 (78.2) | 803 (94.9) | 698 (108.2) | 581 (81.9) | 933 (108.9) | 675 (87.5) | 633 (104.3) | 931 (106.2) | 646 (92.6) | 824 (115.9) | 8,973 (95.6) |
| 賃貸物件 | 330 (107.8) | 242 (80.7) | 307 (122.8) | 248 (78.2) | 244 (97.6) | 3,180 (1,139.8) | 1,274 (401.9) | 1,237 (417.9) | 1,145 (522.8) | 1,214 (298.3) | 1,223 (485.3) | 1,369 (387.8) | 12,013 (338.8) |
| 売買・賃貸 登録総数 | 1,093 (87.0) | 1,025 (91.8) | 1,010 (87.9) | 1,051 (90.4) | 942 (105.3) | 3,761 (380.7) | 2,207 (188.0) | 1,912 (179.2) | 1,778 (215.3) | 2,145 (167.1) | 1,869 (196.7) | 2,193 (206.1) | 20,986 (162.3) |
| 成約報告 | 174 (103.6) | 151 (109.4) | 158 (80.6) | 170 (105.6) | 155 (88.6) | 203 (96.2) | 178 (97.8) | 171 (98.3) | 159 (112.0) | 208 (141.5) | 201 (104.1) | 285 (124.5) | 2,213 (104.6) |
| 条件検索 | 43,911 (101.8) | 46,539 (98.8) | 45,481 (85.6) | 49,134 (97.3) | 41,867 (110.8) | 43,189 (85.8) | 48,368 (90.7) | 46,941 (98.9) | 38,310 (102.9) | 44,530 (111.0) | 46,460 (117.6) | 54,751 (123.2) | 549,481 (101.0) |
| 図面取得 | 60,277 (124.1) | 63,035 (108.7) | 60,181 (95.5) | 65,691 (98.9) | 51,902 (108.3) | 55,545 (95.8) | 63,905 (94.9) | 56,280 (89.0) | 46,486 (81.4) | 57,164 (121.5) | 56,943 (115.9) | 58,097 (111.1) | 695,506 (102.6) |
| アクセス 総数 | 126,241 (111.8) | 132,889 (104.4) | 128,060 (91.8) | 137,626 (100.3) | 112,530 (109.4) | 123,695 (94.5) | 139,462 (96.4) | 126,212 (95.9) | 104,496 (93.9) | 127,533 (115.9) | 131,189 (117.7) | 144,835 (119.7) | 1,534,768 (103.6) |

()内は前年同月比

資料3 入退会状況

| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 増 減 |
|------|--------|--------|--------|--------|-----|
| | 主たる事務所 | 従たる事務所 | 主たる事務所 | 従たる事務所 | |
| 入 会 | 30 | 9 | 37 | 8 | |
| 退 会 | 35 | 10 | 37 | 7 | |
| 会員数 | 1,141 | 161 | 1,141 | 162 | |
| 総会員数 | 1,302 | | 1,303 | | +1 |

資料4 支部別入退会状況

| 令和3年度 | 主たる事務所 | | | 従たる事務所 | | | 総会員数 |
|-------|--------|-----|-------|--------|-----|-----|-------|
| | 入 会 | 退 会 | 会員数 | 入 会 | 退 会 | 会員数 | |
| 県 央 | 22 | 18 | 551 | 5 | 4 | 80 | 631 |
| 県 南 | 11 | 14 | 407 | 3 | 1 | 59 | 466 |
| 県 北 | 4 | 5 | 183 | 0 | 2 | 23 | 206 |
| 合 計 | 37 | 37 | 1,141 | 8 | 7 | 162 | 1,303 |

令和3年度会議開催一覧

| 会 議 名 | 回数 | 開 催 日 |
|-----------------|----|--|
| 第55回定時総会 | 1 | 5/28 |
| 正副会長会議 | 6 | 4/19, 5/28, 6/28, 8/24, 11/11, 3/29 |
| 定例理事会 | 5 | 4/27, 5/28, 9/7, 11/11, 3/29 |
| 常務理事会 | 2 | 4/22, 2/10 |
| 会計監査 | 4 | 4/1, 4/21, 10/1, 10/21 |
| 綱紀委員会 | 1 | 9/28 |
| 総務財政委員会 | 8 | 4/15, 6/4, 7/13, 7/20, 10/19, 11/29, 1/12, 2/4 |
| 総務財政委員会(入会審査担当) | 2 | 4/13, 8/27 |
| 教育研修委員会 | 4 | 5/17, 8/10, 12/8, 3/24 |
| 業務規範委員会 | 3 | 5/13, 10/26, 12/7 |
| 広報流通委員会 | 3 | 5/17, 10/25, 12/9 |
| 地域振興委員会 | 2 | 6/14, 11/29 |
| 地域振興委員会(厚生担当) | 2 | 4/27, 11/11 |

令和3年度全国関係団体会議への出席状況

| 会 議 名 | 開 催 日 | 出 席 者 |
|---------------------------|---|-------------------------------------|
| 全宅連・全宅保証 理事会 | 5/31, 8/25, 11/25, 3/22 | 青木会長 |
| 全宅連・全宅保証 総会 | 6/29 | 青木会長 |
| 全宅連・全宅保証 常務理事会 | 5/20, 11/10, 3/14 | 青木会長 |
| 全宅連・全宅保証 正副会長会議 | 5/13, 10/26, 3/7 | 青木会長 |
| 全宅連・全宅保証 正副会長委員長合同会議 | 12/21 | 青木会長 |
| 全宅連 組織整備・入会促進 特別委員会 | 4/5, 9/13, 12/9, 3/30 | 青木会長 |
| 全宅保証 総務財務合同委員会 | 5/12, 10/19, 3/8 | 青木会長 |
| 全宅保証 監査会 | 5/20, 11/8, 2/22 | 青木会長 |
| 全宅連関東地区連絡会 | 7/13, 10/20, 12/15, 2/16 | 青木会長、村川副会長、野本常務理事 八木澤常務理事、石塚常務理事 |
| 全宅連東日本流通機構協議会 評議員会・幹事会 | 11/17 | 青木会長、秋山常務理事 |
| 首都圏不動産公正取引協議会 理事会・総会 | 4/20, 5/25, 6/21, 9/28, 10/26, 11/30, 1/25, 2/22, 3/22 | 瀬尾副会長 |
| 全宅管理 理事会・総会 | 5/31, 6/30, 11/26, 3/23 | 八木澤常務理事 |
| 全宅管理 事業運営委員会・研修会 | 4/6, 11/4, 2/1 | 八木澤常務理事 |